向日市水道事業運営協議会

水道料金改定等を答申

3月市議会でさらに審議予定

安心しておいしく飲める水を

◇◆◇◆◇◆◇

さる一月二十九日、民秋市長は向日市水道事業運営協議会（中山仙三会長）から水道料金等の改定について答申を受けました。市は、この答申を受けて水道企業内、さらには市議会の審議を得たうえで水道料金の改定を進めて行く予定です。

◇◆◇◆◇◆◇

基本料金				超過料金			
口径(㎜)	基本水量(㎥)	金額(円) 現行	金額(円) 答申		60㎥まで	61㎥～200㎥	201㎥以上
13	16	500	700	現行	1㎥につき50円	1㎥につき70円	1㎥につき85円
13	20	600	1,000				
20	16	700	1,000		60㎥まで	61㎥～100㎥ / 101㎥～200㎥	201㎥以上
20	20	800	1,400	答申	1㎥につき90円	1㎥につき130円 / 1㎥につき150円	1㎥につき170円
25	30	2,000	3,600				
40	80	8,000	14,800				
50	200	20,000	38,000	公衆浴場用に限り、1㎥につき 現行 55円 / 答申 90円			
75	300	40,000	76,000				
100	400	60,000	114,000				

今回の答申は、昨年十月に市長が向日市水道事業運営協議会に対して諮問を行ったことに対するものです。

現在、市の給水人口は約五万人で、これに対する給水能力は一日当り三万トンを維持しています。しかし今後、諸産業の発展、給水人口の増加、市民生活の向上などにより、年々水需要が増大する傾向にあり、上水道施設の整備、拡張を推進しなければなりません。

また、水源である地下水は、近年、地下水位が年々低下してくるため、取水井戸の涸せつ、新設にも追われており、永久的な水源ではありえないのです。

今回の答申案によりますと、平均的な一般家庭の使用量は、50㎥（二か月）で13㎜口径使用の場合、二千百円が三千七百円（改定率76・2％）に、20㎜口径使用の場合は、二千三百円が四千百円（改定率78・3％）になります。

今年度末には累積赤字二億円に

こうした情勢下において水道事業の運営は経費の増大が目立ち、昭和五十三年度決算による給水原価で見ると、一トン当り約六十八円に対し、供給単価は同水量で約五十五円となり、一トン当り約十三円の赤字が出ています。

このため水道事業は、昭和五十三年度末で、一億千六百万円、昭和五十四年度末では、二億二千万円余りの累積赤字を見込んでおり健全な運営が困難な状況となっています。

今まで、企業努力で運営していたものの、これも限界に達し、余儀無く料金改定という方向をもって同協議会に諮問したものです。

諮問を受けた同協議会では、水道事業経営を取りまく財政的、経済的制約ならびに水道利用者への影響などを十分考慮され、過去五回にわたり慎重な検討がなされました。

節水意識の向上が必要

答申では、貴重な資源である水の大切さを市民に認識してもらい、節水意識の向上が必要であるとしています。

したがって、現行料金に対する改定率は、八二・一八％の値上げが妥当としていますが、生活用水と密接な関連がある小口径の基本料金は、できるだけ高額にならないよう配慮し、超過料金では節水の意識をより一層高めるため、現行超過料金段階にもう一段階を設け、節水型逓増料金とすることが望ましいとしています。（別表参照）

◆答申文抜すい

水の安定供給のため、「限りある貴重な水資源の有効利用」を図るとともに、安心しておいしく飲める水を恒久的に確保することが重要である。

そのうえ、将来的な水需要に備え、第八次拡張工事、日吉ダム建設による取水計画等を積極的にすすめる必要がある。

施設改良費、人件費、動力費、薬品費、その他諸物件費を始め、維持管理費は経済情勢の変化に伴い増高の傾向にあったにもかかわらず、昭和四十九年十二月以来料金改定もなく、従って収支のバランスは大きく崩れて来た。ところで、地方公営企業法でいう「経費は企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない（第十七条の二）」とする独立採算制度からこの不足額を料金収入に求めようとすることもまた止むを得ない。

▼あとがき

水道事業の本来の使命とする「清浄にして豊富低廉な水の供給」の見地から、かりそめにも放漫な経営による不当な原価の策定とならないよう、常に能率的経営により原価を下げ料金の低廉を図るべきである。また、事業全般にわたる経営の合理化になお一層の努力を注ぎ、いたずらに料金改定に頼ることなく市民サービスの向上に努められることを望むものである。

公園漫歩④

わたしたちの生活に、ゆとりとやすらぎを与えてくれる都会のオアシス――それは〝公園〟

里垣内公園

今回ご紹介する里垣内公園は第2向陽小学校から東へ約二百メートルいった住宅街の一角にあります。もともと溜池であったところを埋立てたうえ整備された公園で、約七百平方メートルの広さがあります。

昨年の十月から十二月にかけて、全面的に整備工事が行われました。

公園の南側を除いた周辺には、パイプフェンスが張りめぐらされています。

それに平行してレンガ造りの花壇がつみあげられ、数多く植えられたさつきの緑とうまくマッチして、訪れる人の目をひきつけます。

奥にすすむと流線を描いて芝が張られ、その中に〝ジャンプウサギ〟と呼ばれる遊具が四基、南に向って据えつけられています。特にこの〝ジャンプウサギ〟は、小さなお子さんに人気があるようです。

従来からあったジャングルジム・鉄棒、さらにブランコとスベり台を組合わせたプレイコンビネーションもきれいな色に塗りかえられ、ベンチ・水飲み場も新しく設置されました。

里垣内公園は、施設の充実した緑豊かな公園に生まれ変わりました。

ひまわり 向日葵公園を新設予定 都市計画審議会

さる一月二十四日、市民会館において、「向日市都市計画審議会」が開催され都市計画公園の変更などに熱心な審議がなされました。

今回の計画公園は、京都市を含む三市一町で設立された乙訓病舎組合の跡地に計画されたもので、市の花から名前をとって「向日葵公園」という名称がつけられました。

面積約千平方メートルの中にスベり台・ブランコ・砂場・ジャンプウサギなどの遊戯施設を設置し、藤棚や芝生を張ります。また、さつき、さくら、つばき、くちなし、くす、もみじなどを植えて、四季をとおしてやすらげる緑豊かな夢のふくらむ公園にと考えています。

なお、整備は昭和五十五年度に予定しています。

市民ふれあい教室 あなたも幅広い教養を

「市民ふれあい教室」を次のとおり開催します。ぜひ、ご参加ください。

「日時・テーマ」

▼第1回　3月4日（火）「人間いま、むかし」
講師　小関三平（神戸女学院大学教授）

▼第2回　3月8日（土）「一家庭でできる健康方法」
講師　小倉美津子（仏教大学助教授）

▼第3回　3月11日（火）「中東があたえた日本経済」
講師　尾関史郎（京都新聞論説員）

▼第4回　3月18日（火）「市民が参加できる地方自治」
講師　間場寿一（大阪大学助教授）

時間はいずれも午前十時～正午

「ところ」向日市民会館

「定員」70名（定員に達ししだい締め切ります）

「費用」無料

「申込み・お問い合わせ」中央公民館 ☎九三二―三一六六

昭和55年度 交通災害共済の受付 3月1日～

あなたは「交通災害共済」制度をご存知ですか。

この制度は交通事故による死亡、傷害に見舞金を支払うものです。共済期間は一年間で、災害の程度により最高百万円までの見舞金が支払われます。

掛金は一人当たり338円で（365円のうち35円を市が補助）申込み受付けは3月1日から行います。

なお、すでに54年度に加入しておられる方も更新手続きが必要となります。

「お問い合わせ」市民安全課　内線二三五

市職員を募集 欠員補充

▽職種　一般事務職（栄養士・電話交換手）
▽募集人員　若干名
▽受験資格　栄養士＝昭和30年4月2日以降生まれで、高校卒業以上の学力を有し、栄養士資格を有する人　電話交換手＝昭和25年4月2日以降生まれで、高校卒業以上の学力を有し、交換手資格を有する女子（55年3月資格取得見込者含む）
▽募集期間　2月15日（金）～23日（土）
▽試験日　3月上旬の予定
▽受験手続・お問い合わせ　職員課（内線二六九）
〜郵送での受験手続は不可

ご利用ください 技能修得資金・就職助成金

支給

技能修得資金・就職助成金の制度は、経済的な理由により進学を断念し就職または技能修得の道に進まれる方に、そのための支度金や資金を支給するものです。

申込み要領は次のとおりです。

◆技能修得資金

▽対象　市内在住の方で世帯の自立更生のため技能修得施設に入所される方
▽支給額　(1)一人当り一か月二万四千円以内（授業料等）(2)支度金（入学金等）五万円以内…入所年度一回限り
▽申込み期間　2月23日（土）まで
▽申込み・お問い合わせ　社会福祉課児童福祉係　内線二六八

◆就職助成金

▽対象　(1)中学校を卒業しまたは高等学校を退学して就職する方　(2)高等学校を卒業して就職する方　(3)京都府の技能修得資金支給規則に基づく技能修得訓練を修了して就職する方
※いずれも市内在住で卒業・修了・退学後一月以内に就職する方
▽支給額　四万七千円
▽申込み期間　2月23日（土）まで
▽申込み・お問い合わせ　社会福祉課児童福祉係　内線二六八

これくらいと思う油断を火が狙う

春の火災予防運動
2月29日～3月13日

火災の出火原因として、たばこ・コンロ・ストーブなどがあげられますが、そのもの自体は決して危険なものではありません。

私たちの取扱い方の不注意や、これくらいと思う心のスキをついて〝火災〟という恐ろしい事故が起こっているのです。

■向日市消防本部・消防団■